

募集要項 質問記入欄

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	イ	項目等	質問内容	回答
1	3	2	6					本事業の対象範囲	配送先学校の受け入れ部分の改修工事等は本事業の対象外と考えていますがよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	3	2	6	(1)	ウ			本事業の対象範囲(設計業務、電波障害調査業務)	設計時点では想定できない部分が多いため机上調査として宜しいでしょうか	事業者の提案によるものとします。
3	3	2	6	(3)				本事業の対象範囲(維持管理業務)	敷地境界内が維持管理業務の維持管理範囲という理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、例えば事業予定地内の樹木の葉が前面道路に落ちた場合の清掃などについては維持管理業務の範囲とします。なお、配送校の配膳室(小荷物専用昇降機を含む)の清掃等の衛生管理も維持管理の範囲です。
4	4	2	6	(4)	エ			本事業の対象範囲(運営業務)	配送校への直接搬入品とは、どのような物を指しますか。	牛乳やパンがあります。
5	4	2	8					光熱水費の負担	長崎市における上水道料金ですが、長崎県内近隣市町村の料金単価と比較して、約1.5倍高く、下水道料金に至っては約2倍高いと試算しており、施設整備費にかなりの影響を与えています。つきましては、新学校給食センターが行政施設ということに鑑み、一般家庭における上下水道単価ではなく、行政施設としての単価を設定頂くことは出来ないでしょうか。何卒、よろしくご検討願います。	本市には行政施設としての単価設定はありませんので、原案のとおりとします。
6	5	2	9					事業スケジュール(予定)	施設引き渡し日は、設計・建設期間の終期(令和3年11月30日)の翌日(令和3年12月1日)からという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、早期に建設業務が完了した場合は施設引渡しを早めることも可能です。
7	5	2	9					事業スケジュール(予定)	「施設引渡し日」は、設計・建設期間終了日の「令和3年11月30日」が想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	No.6参照。
8	5	2	9					事業スケジュール(予定)	維持管理期間は施設引渡し日からなっていますが、維持管理のサービス対価は施設引渡し日から発生する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	5	2	9					事業スケジュール(予定)	運用開始日が変更になったことで、給食の無い期間が「冬休み期間」のみとなり、実地(新給食センター施設内)での研修・リハーサルが不十分になることが懸念されます。事業スケジュールの見直し、運用開始日を令和4年の夏休み後に変更することを検討いただきたく存じます。	原案のとおりとします。なお、運用開始日の変更に関わらず、開業準備期間を設けていますので実地での研修・リハーサルを実施してください。
10	5	2	9					事業スケジュール(予定)	建築基準法上、本事業の敷地は第1種中高層住居専用地域であり、給食センターは建築できません。建築基準法48条第3項ただし書きに基づく許可が必要となり、公開による意見の聴取と建築審査会の設置といった作業が必要で、これらを事業者の責任で履行するとされています。建築審査会に諮るためには建築計画が確定している必要があるため、落札後の確認申請を前提にした図面によって行なわなければなりません。建築審査会の同意を得られないこともあり得ます。スケジュール的にも厳しく、不確定な要因が関わっていて、民間事業者で負えるリスクではなく、許可権者でもある貴市の方で当該リスクをご負担いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。なお、建築審査会の同意が得られない場合は、本市が新学校給食センターを設置する自体によるものか、事業者の計画・設計の不備等によるものか、同意が得られない理由により、事業契約書の工期の変更等(第26条から第27条)で適用する条文が異なります。
11	5	3	1	(1)				応募者の構成等	SPCに出資をして、SPCから直接業務を請負うFA企業は「構成企業」という認識で宜しいでしょうか。	FA企業の定義についての記載がありませんが、SPCに出資をして、SPCから直接業務を請負う企業は「構成企業」という認識についてはお見込みのとおりです。
12	5	3	1	(2)				応募者の構成等	構成企業と協力企業の定義と違いをご教授下さい。	SPCに出資し、SPCから本事業の各業務を受託する企業を「構成企業」、SPCに出資せず、SPCから本事業の各業務を受託する企業を「協力企業」とします。
13	6	3	2					業務実施企業の参加資格要件	「代表企業、構成企業及び協力企業のうち～各業務を行う者(SPCからこれらの業務を受託する者を含む。)」はそれぞれアからカまでの要件を全て満たさなければならない。」と記載がありますが、「協力企業」はSPCから業務を受託する者から業務を再受託する者でよいでしょうか。	協力企業は、代表企業又は構成企業から業務を受託する下請けではなく、SPCから本事業の各業務を受託する企業を指します。
14	7	3	2		ア			業務実施企業の参加資格要件	SPCから直接業務を請負うFA企業は、「共通事項」を満たすこと、以外の参加資格要件はないという理解で宜しいでしょうか。	SPCから直接業務を請負うFA企業が、募集要項で示す設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行わないということであればお見込みのとおりです。なお、FA企業が実施する業務については、様式1-8で明記してください。
15	7	3	2		イ			業務実施企業の参加資格要件	複数の設計企業で実施する場合は、添付書類として提出すべき書類等はございますか。	複数の設計企業で実施する場合は、各設計企業が様式集で定める書類を提出してください。
16	7	3	2		ウ			業務実施企業の参加資格要件	「建設業務を行う者は、以下に示す(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。」とありますが、複数の建設企業で実施する場合、いずれかの企業が(ア)から(ウ)のいずれかの要件を満たしていればよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおり、複数の建設企業で実施する場合は、建設代表者を定め、建設代表者は(ア)及び(ウ)の要件に該当し、かつ(イ)のaの要件に該当することが必要です。建設代表者以外の企業は、(ア)の要件に該当し、かつそれぞれの担当工事については(イ)の要件に該当する必要があります。

募集要項 質問記入欄

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	i)	項目等	質問内容	回答
17	7	3	2		ウ			業務実施企業の参加資格要件	建設業務の参加資格要件において、通常の長崎市一般競争入札資格要件である『工種に係る登録がある者』という記載がありません。長崎市資格者名簿に電気・管工事の登録が無くても、総合評定値通知書における数値が要件を満たしていれば良いとの考え方でよろしいでしょうか。	長崎市の制限付一般競争入札発注基準における総合数値は、工種の登録時に数値化され、一般競争(指名競争)入札参加資格認定通知書により通知されるものであり、経営事項審査の総合評定値通知書における総合評定値とは異なります。なお、それぞれの企業が担当する工事の工種の登録が必要となります。
18	7	3	2		ウ			業務実施企業の参加資格要件	建設代表者以外の企業が建設代表者とJVで建築一式工事を受託する場合は、建設代表者以外の企業は(イ)a.建築一式工事1,000点を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	建設業務を行う建設企業が複数ある場合については、募集要項に記載のとおり、建設代表者を定め、建設代表者は(ア)及び(ウ)の要件に該当し、かつ(イ)のaの要件に該当する必要があります。建設代表者以外の企業は、(ア)の要件に該当し、かつそれぞれの担当工事については(イ)の要件に該当する必要があります。
19	8	3	4	(2)				応募者の失格	「参加資格確認後、事業者決定までの期間」は、「参加審査の通知から優先交渉権者決定及び公表までの期間」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	資格審査結果の通知から優先交渉権者決定後、交渉を経て事業者を決定するまでの期間とします。
20	11	5	3	(4)				著作権	提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。⇒企業機密等が記載されている可能性があり、市は無償で使用できるが、無断では使用できないという解釈で構わないでしょうか。	本事業において公表等が必要と認めるときは、本市が提案書の全部又は一部を使用できることについては、本事業に事業者が応募することをもって、事業者は承諾しているものとみなし、都度の事前の承諾を得るものではありません。
21	13	7	1				iii)	立地条件等	高度地区などその他法令等の高さ制限はないと考えていますがよいでしょうか	応募者において本市都市計画課へ確認してください。
22	13	7	1				iii)	立地条件等	テニスコートの用途地域も第一種中高層住居専用地域で、日影規制があるでしょうか。	応募者において本市都市計画課・建築指導課へ確認してください。
23	13	7	1				v)	立地条件等	長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 第4条のただし書きに規定する許可は必要ないとは、市長の許可は必要ないが、意見の聴取や建築審査会も行わないと考えて良いでしょうか。	地区計画の区域内ではありますが、当該計画地は地区計画上の用途制限は適用されていないことから、許可は不要のため、公開による意見の聴取及び建築審査会についても不要です。
24	13	7	1					立地条件等	敷地内の雨水の放流先(末端)をご教示ください。また、道路管理者はどちらでしょうか。	前段: 応募者において本市土木総務課へ確認してください。 後段: 事業予定地の道路管理者は土木総務課です。
25	15	7	4	(3)				資金計画・事業収支計画に関する条件	「(事業契約書(案)別紙4表2の「ア施設費」のうち建設工事費(厨房機器等の調達及び設置費・外構工事費を含み、什器・備品等の設置費、食缶等の調達費は除く。)及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額(Ⅰ))×75%(ただし、十万円未満切り捨て)」とありますが、(様式J-1の3.建設工事費(1)~(6)及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額(Ⅰ))×75%(ただし、十万円未満切り捨て)」と同義として算定することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	15	7	4	(3)				資金計画・事業収支計画に関する条件	(ウ)に関して、「事業契約書(案)別紙4表2の「ア施設費」のうち建設工事費(厨房機器等の調達及び設置費・外構工事費を含み、什器・備品等の設置費、食缶等の調達費は除く)」とありますが、この金額は、様式J-1「初期投資費見積書」に計上する「3 建築工事」の「(7)什器・備品等小計」を除く合計金額と一致するとの理解でよろしいでしょうか。	No.25参照。
27	15	7	4	(3)				資金計画・事業収支計画に関する条件	「実際の支払額は令和3年度の基準額により算定した数字」とありますが、一時支払金の金額が確定する具体的な時期についてご教示ください。(一時支払金の金額次第で、金融機関からの借入金額の変更手続きが必要になります。)	令和3年7月頃までを想定しています。